

第3次宇都宮市食育推進計画（素案）



平成28年12月
宇都宮市食育推進会議
宇都宮市

目 次

第1章 計画の策定について

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	国・県の動向について	3
5	第2次計画の評価について	4

第2章 食育の現状と課題

1	食育をめぐる本市の状況について	11
2	意識調査の結果から見る食育の現状と課題	14
3	その他の調査結果	21
4	課題の総括	22
5	第3次計画で取り組むべき課題	23

第3章 基本方針

1	基本理念	24
2	基本目標、基本施策	24

第4章 施策・事業の展開

1	計画の体系	30
2	ライフステージに応じた事業の展開	31
3	計画を構成する事業一覧	33

第5章 推進体制

1	関係者の役割	46
2	推進体制	50
3	計画の進行管理	50

資料編

資料1	策定体制	51
資料2	食育基本法	53
資料3	食育推進会議開催経過	63

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

「食」は生命の源であり、すべての人が生涯にわたって健康で心豊かに暮らしていくためには、毎日の健全な食生活の実践が重要です。

国は、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、食育の推進に当たっての国や地方公共団体、国民などの責務を明らかにするとともに、平成18年3月に、食育の推進に関する施策の基本的な方針や、食育の推進の目標に関する事項などを示した「食育推進基本計画」を策定し、県において、平成18年12月に「とちぎの食育元気プラン」を策定しました。

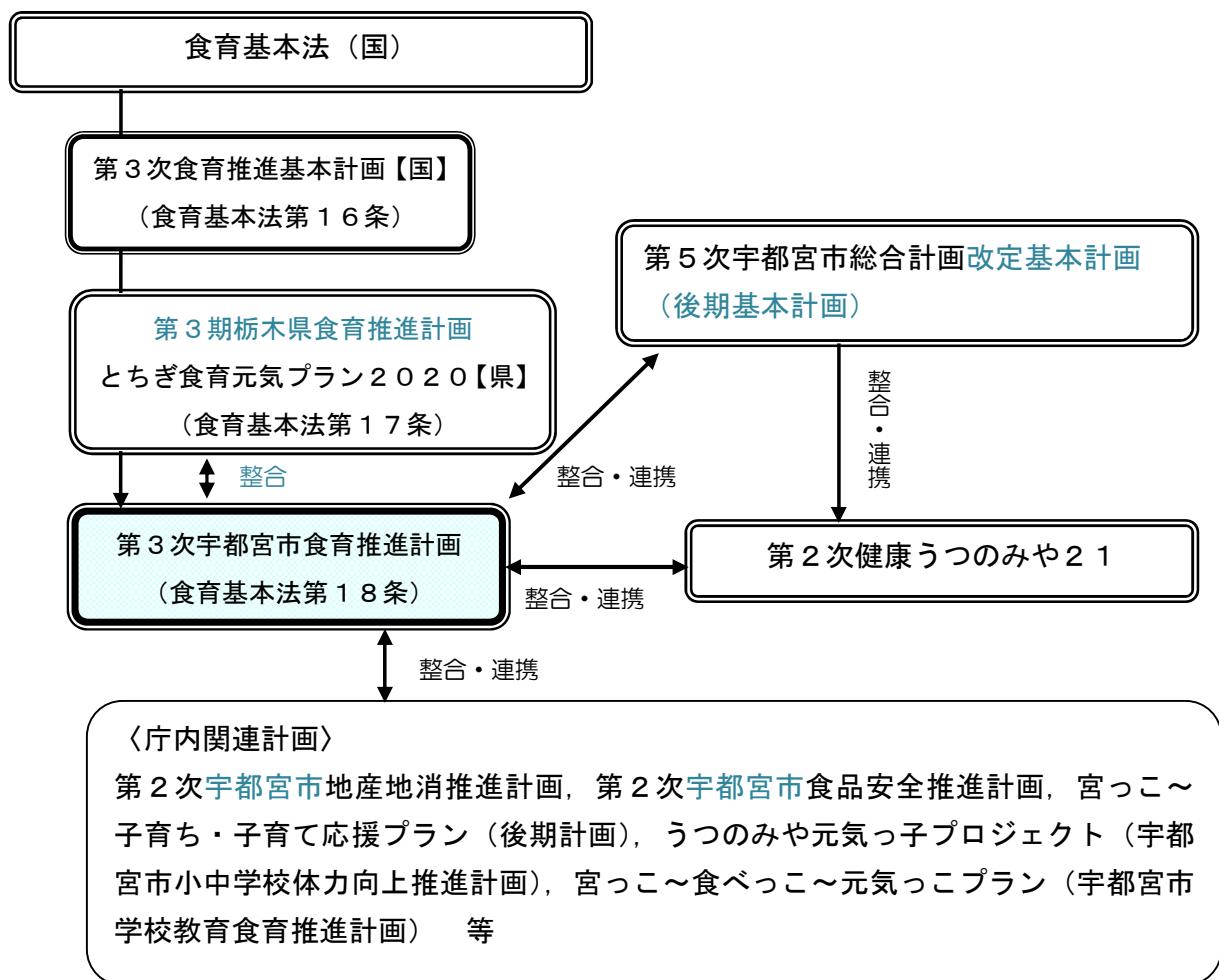
本市では、平成19年3月に、国・県の計画を踏まえ、「宇都宮市食育推進計画」を策定し、食育の基本となる家庭における取組を中心に推進するとともに、平成24年3月に、この改定計画となる「第2次宇都宮市食育推進計画」を策定し、市民の食育の実践に向け、家庭、学校、地域、企業、行政などが連携・協力しながら、食育を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、食に関する国民の価値観やライフスタイルの多様化など、食をめぐる環境の変化などを踏まえ、平成27年3月に、国において「第3次食育推進基本計画」、県において「第3次栃木県食育推進計画（とちぎ食育元気プラン2020）」を策定したところです。また、本市においては、食育の各種施策・事業の推進により、市民に「食育」が広く認知される一方、依然として、若い世代の朝食の欠食や生活習慣病の予防・改善に取り組む人の減少などの課題がみられているところです。

そこで、国・県の計画や本市における食育の課題などを踏まえ、食育のより一層の推進を図るため、平成28年度に計画期間が終了する「第2次宇都宮市食育推進計画」を改定し、新たに「第3次宇都宮市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- 「食育基本法」第18条に基づき、食育を総合的かつ計画的に推進するため、国及び県の計画と整合を図りながら策定する計画です。
- 「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画」に基づくとともに、現在策定中の「第6次宇都宮市総合計画」を見据え、食育の推進に関する施策の実施を推進するための計画です。



3 計画の期間

計画の期間は、平成29年（2017年）度から平成33年（2021年）度までの**5年間**とします。

4 国・県の動向について

(1) 食育基本法

食育基本法は、近年における国民の食をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に公布され、同年7月に施行されました。

(2) 国の第3次食育推進基本計画

第3次食育推進基本計画は、第2次基本計画の際にコンセプトとした「『周知』から『実践』へ」を引継ぎ、「『実践』の環を広げよう」をコンセプトとし、
①若い世代を中心とした食育の推進、
②多様な暮らしに対応した食育の推進、
③健康寿命の延伸につながる食育の推進、
④食の循環や環境を意識した食育の推進、
⑤食文化の継承に向けた食育の推進の5点を重点課題として挙げ、平成28年度から平成32年度までの5年間を期間とする計画として策定されました。

(3) 第3期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン2020」

第3期栃木県食育推進計画は、これまでの成果や課題、食をめぐる状況、社会情勢等を踏まえ、栃木県が目指す食育推進の方向性を再確認し、県と県民、市町村、地域全体が連携を図り、食育に関する施策を総合的に推進していくため、
① 食への意識の向上と生活の多様化への対応、
② 健康な食事への対応、
③ 食の安全・安心等への理解の3点を食育推進の課題として挙げ、平成28年度から平成32年度までの5年間を期間とする計画として策定されました。

5 第2次計画の評価について

「第2次宇都宮市食育推進計画（計画期間：平成24～28年度）」の施策体系に基づき、これまでの取組を評価し、課題を整理しました。

（1）施策事業の進捗状況・評価

63事業のうち、平成27年度の年次目標に対して、〔達成している〕は37事業（58.7%）、〔概ね達成している〕は17事業（27.0%）となっており、事業の進捗状況は概ね順調です。

評価	事業数	割合
達成している（進捗率90%以上）	37	59.7%
概ね達成している（進捗率70～90%未満）	17	27.4%
達成していない（進捗率70%未満）	8	12.9%
合 計	62	

※63事業のうち「目標設定が困難」な1事業を除く。

（2）重点事業の進捗状況・評価

基本目標の達成や取組主体の連携強化に特に資する事業として位置づけた重点事業について、16事業のうち、平成27年度の年次目標に対して、〔達成している〕は6事業（37.5%）、〔概ね達成している〕は9事業（56.3%）となっており、事業の進捗状況は概ね順調です。

評価	事業数	割合
達成している（進捗率90%以上）	6	37.5%
概ね達成している（進捗率70～90%未満）	9	56.3%
達成していない（進捗率70%未満）	1	6.3%
合 計	16	

※端数処理により、割合の欄の合計は100にならない。

(3) 基本施策の進捗状況・評価

基本施策の進捗状況は、各構成事業の平成27年度の年次目標に対し、〔達成している〕と〔概ね達成している〕の割合は、すべて75%を超え、2つの基本施策については、100%に達しており、施策の進捗状況は概ね順調です。

※63事業のうち「目標設定が困難」な1事業は除く。

基本施策	家庭における食育の推進	幼稚園、保育園、学校における食育の推進	地域における食育の推進	農や環境への理解を通しての食育の推進	食文化への理解を通しての食育の推進	食の安全・安心への理解を通しての食育の推進	事業数
達成している	11(0)	7(1)	8(3)	4(1)	3(1)	4(0)	37(6)
概ね達成している	5(2)	4(2)	4(3)	2(1)	1(0)	1(1)	17(9)
達成していない	0	2(0)	4(1)	1(0)	1(0)	0	8(1)
合 計	16	13	16	7	5	5	62
達成している、 概ね達成している割合※	100%	84.6%	75.0%	85.7%	80.0%	100%	87.1%

() は重点事業

(4) 基本目標ごとの取組状況・評価・課題

※実践目標の現状値は「平成28年度食育に関する意識調査」の結果によるもの

基本目標1 毎日きちんと朝ごはんを食べます

心身の健康を維持するためには、規則正しい生活を心がけ、毎日朝ごはんをしっかり食べて、充実した1日をすごすことが大切です。

実践目標	平成23年度	△	現状値(H28)	目標値(H33)
①朝ごはんを毎日食べる幼児の割合	93. 8%		93. 3%	100%
②朝ごはんを毎日食べる小学6年生の割合	95. 8% (H22)		95. 5% (H27)	100%

③朝ごはんを毎日食べる 中学3年生の割合	93. 3% (H22)		93. 4% (H27)	100%
④朝ごはんを毎日食べる 高校生の割合	85. 2%		85. 1%	100%
⑤朝ごはんを毎日食べる 20歳代の割合	57. 8%		59. 5%	85%以上
⑥朝ごはんを毎日食べる 30歳代の割合	76. 7%		74. 6%	85%以上

※上記②③の現状値は、「学習と生活についてのアンケート（平成27年度）」の結果によるもの

〈評価と課題〉

- 実践目標として掲げた「朝ごはんを毎日食べる人の割合」は、幼児から中学生では90%以上を維持していますが、20歳代30歳代で低い状況です。
- 幼児から中学生で実践割合が高いのは、家庭における食育の推進として、乳幼児のいる保護者などを対象として食育の重要性の理解促進に向けた取組を行い、規則正しい食習慣の定着に向けた取組が効果的に推進できているといえます。
- しかし、高校生以降に朝食の摂取が減少することから、朝食の摂取や栄養バランスのとれた食事などの重要性を啓発する事業を実施しているところであります、事業の進捗としては順調であるものの、成果が十分とはいえない状況です。

⇒ 引き続き、生涯にわたり、健全な食生活を送るため、子どもの頃からの規則正しい食生活の定着を図る必要があります。

また、20歳代や30歳代の若い世代の朝食摂取率の向上を図る必要があります。

基本目標2：バランスのとれた食事を楽しく食べます

心身の健康を維持するためには、栄養バランスのとれた食事を家族や友人と食卓を囲みながら、楽しく食べることが大切です。

実践目標	平成23年度		現状値(H28)	目標値(H33)
①肥満の人の割合(20歳代～60歳代男性)	26.7%		28.1%	17%以下
②肥満の人の割合(40歳代～60歳代女性)	15.4%		16.2%	減らす
③食事バランスガイド等を参考に食生活を実践する人の割合	36.2%		24.1%	60%以上
④メタボリックシンドローム予防や改善のための行動を実践している人の割合	24.4%		27.3%	50%以上
⑤朝食又は夕食を毎日家族と一緒に食べる幼児・小学生の割合	90.3%		90.5%	100%
⑥よく噛んで食べる人の割合	32.0%		31.1%	80%以上

〈評価と課題〉

- 20歳代～60歳代男性や40歳代～60歳代女性の肥満の人の割合は増加しています。
 - 食事バランスガイド等を参考に食生活を実践する人の割合は減少しています。
 - メタボリックシンドロームの予防や改善のための行動を実践している人は、20%台と低い数値で推移しているものの、増加しています。
 - よく噛んで食べる人の割合は30%台と低い数値で推移しているものの、幼児から高校生までの世代では増加しています。
 - 家庭や地域における事業の進捗としては概ね順調ですが、肥満の人の割合が増加しており、成果が十分とはいえない状況です。
- ⇒ 肥満の割合が増加傾向にあることやメタボリックシンドローム予防や改善のための行動を実践している人の割合が低いことから、生活習慣病の予防や改善に努める人を増やす必要があります。

また、健康で豊かな食生活を送るためには、口腔機能の発達や維持が重要であることから、**全世代でよく噛んで食べる人を増やす必要があります。**

基本目標3 地元でとれたものを無駄なく美味しく食べます

自然の恵みや食の大切さを理解し、食や食に関わる人に感謝の気持ちを持ち、地産地消や環境に配慮した生活を送ることが大切です。

実践目標	平成23年度		現状値（H28）	目標値（H33）
①地場農産物をできる限り購入している人の割合	41. 8%		35. 5%	50%以上
②食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合	91. 3%		92. 4%	100%

〈評価と課題〉

- 地場農産物をできる限り購入している人の割合は減少しています。しかし、たまに購入する人の割合を含めると、地場農産物を購入する人の割合は増加しています。
- 食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合は90%を超えて維持しています。
- 地産地消推進店のPRやイベントの開催、小・中学校における農業体験や交流給食の実施、食べ残しに対する市民への意識啓発などの取組により、食の大切さを理解し、食への感謝の気持ちを持つことにつながる事業が効果的に実施でています。

⇒ 地産地消や食品の廃棄への関心は高まってきていますが、さらに食や環境への理解を高めるため、引き続き取り組む必要があります。

基本目標4 食に対する関心や感謝の気持ちを持ちます

食に関する様々な体験を通して、食の大切さを理解し、食への感謝の気持ちを深めるとともに、食に対する関心や知識を持つことが大切です。

実践目標	平成23年度		平成28年度	目標値
①食育に関する人の割合	79.7%		73.7%	90%以上
②食事マナーに関する小学校6年生の割合	81.2% (H22)		86.6% (H27)	100%
③食事マナーに関する中学校3年生の割合	71.5% (H22)		82.7% (H27)	100%
④郷土料理や伝統料理に関する人の割合	64.7%		65.4%	75%以上
⑤食品の安全性に対して不安を感じている人の割合	83.5%		71.8%	50%以下

※上記②③の現状値は、「学習と生活についてのアンケート（平成27年度）」の結果によるもの
〈評価と課題〉

- ・ 食育に関する人の割合は減少していますが、「平成28年度食育に関する意識調査」によると食育の認知度は向上しています。
- ・ 食事マナーに関する児童生徒の割合は増加しており、全校に学校栄養士を配置し食育の取組が効果的に行われています。
- ・ 郷土料理講習会の開催や食品の安全に関する意見交換会の開催などの取組により、食文化への理解や食の安全・安心への理解につながる事業が効果的に実施でています。
- ・ 食品の安全性に対して不安に思う人の割合は減少しているものの、依然として7割以上の方が不安を感じています。

⇒ 食品の安全性について不安に思う人が依然として多いことから、不安解消に向けて引き続き取り組む必要があります。また、食文化の継承のため、郷土料理などを次世代に伝えていく必要があります。

(3) 全体評価

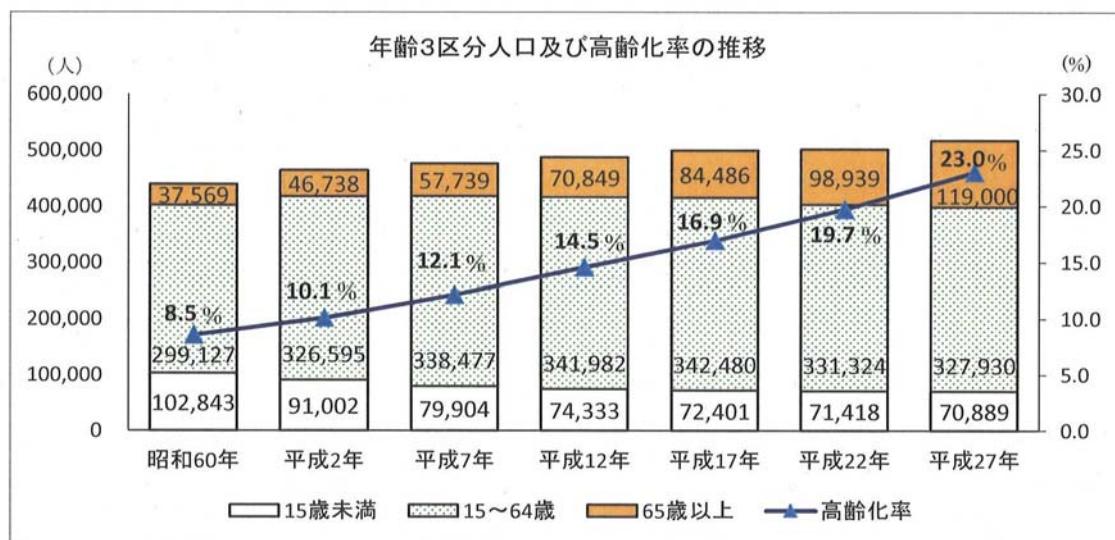
計画に計上した事業については、概ね順調に進捗しており、食育に関する意識調査の結果から「食育の認知度」は向上しています。しかしながら、20歳代や30歳代の若い世代については、朝食を摂取する割合が低い状況にあり、若い世代を中心として食育を推進していく必要があることや壮年期の肥満の割合が増加傾向にあるなど、壮年期を中心とした生活習慣病の予防・改善に取り組む必要があることなどが課題として明らかになりました。

第2章 食育の現状と課題

1 食育をめぐる本市の状況について

(1) 少子高齢化の進行（年齢3区分人口割合）

項目	宇都宮市	国
調査年	22年	27年
総人口	511,739人	518,594人
15歳未満割合	14.2%	13.7%
15~64歳割合	66.0%	63.3%
65歳以上割合	19.7%	23.0%



【資料 平成27年国勢調査】

65歳以上の人口の割合が増加傾向にある一方で、15歳未満の人口の割合は減少傾向にあります。

(2) 単身者世帯、核家族世帯の割合

項目	宇都宮市		国
調査年	22年	27年	27年
単身者世帯割合	34.1%	33.8%	34.6%
65歳以上の単身者世帯割合	6.8%	8.8%	11.1%
核家族世帯割合	54.4%	56.7%	55.9%
ひとり親世帯割合	8.1%	8.4%	8.9%
調査年	22年	22年	
共働き世帯割合※	43.7%	45.4%	

※共働き世帯割合：夫婦のいる一般世帯数のうち夫婦ともに就業者の世帯割合



【資料 平成27年国勢調査】

65歳以上の単身者世帯や核家族世帯、ひとり親世帯が増加傾向にあります。

(3) 健康寿命と平均寿命

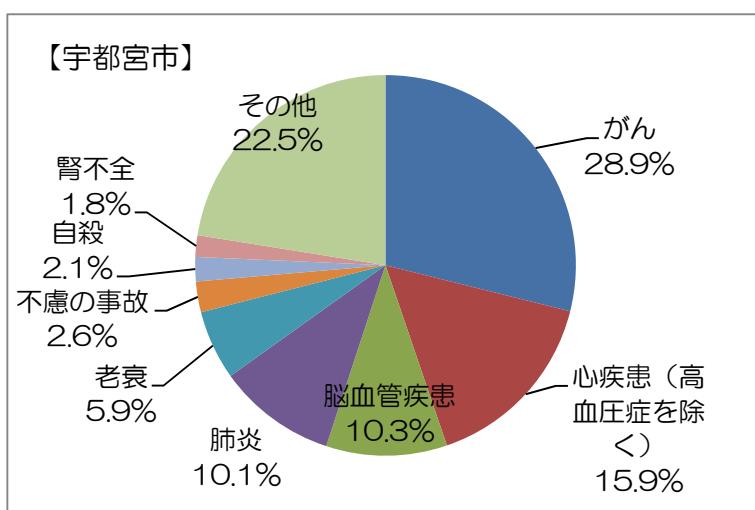
項目		H22年		H25年	
		男	女	男	女
健康寿命 ※市・県・介護認定データによる	市	78.47歳	83.16歳	78.58歳	83.17歳
	県	77.90歳	82.88歳	78.13歳	82.92歳
平均寿命 ※国勢調査データによる	市	79.81歳	86.06歳	79.88歳	86.04歳
	県	79.14歳	85.73歳	79.06歳	85.66歳

健康寿命の伸び率は、平均寿命の伸び率を上回っているものの、県の伸び率と比較すると低い状況にある。

(4) 主な死因別割合

項目	がん	心疾患（高血圧症を除く）	脳血管疾患	肺炎
市	28.9%	15.9%	10.3%	10.1%
国	28.9%	15.5%	9.0%	9.4%

(死因順位第4位まで記載)



(平成26年人口動態統計より)

がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が死因の約6割を占める状況となっており、国と比較しても高い状況となっています。

2 意識調査の結果から見る食育の現状と課題

平成23年度と平成28年度に実施した「食育に関する意識調査」等の結果をもとに、市民の意識や行動の変化等を踏まえ、食育の現状と課題について整理しました。

【食育に関する意識調査の概要について】

■ 調査目的

市民の食育に対する意識や食習慣等を把握し、「第2次宇都宮市食育推進計画」の評価及び「第3次宇都宮市食育推進計画」を策定するための基礎資料とするもの

■ 調査地域

宇都宮市全域

■ 調査対象（区分）

- ① 一般（18歳以上、住民基本台帳から無作為抽出） 郵送による配布・回収
- ② 中学生・高校生 : 学校を通じた配布・回収
- ③ 幼児・小学生（保護者） : 保育園・幼稚園・学校を通じた配布・回収

■ 主な調査項目

調査項目	一般	中学生 高校生	幼児・小学生 (保護者)
食生活や生活習慣に関すること	○	○	○
メタボリックシンドロームに関すること	○	—	—
ボランティア活動に関すること	○	—	—
食の安全・安心に関すること	○	○	—
地産地消に関すること	○	○	—
食文化・伝統料理・郷土料理に関すること	○	○	—
調査項目数	55項目	30項目	17項目

■ 調査時期

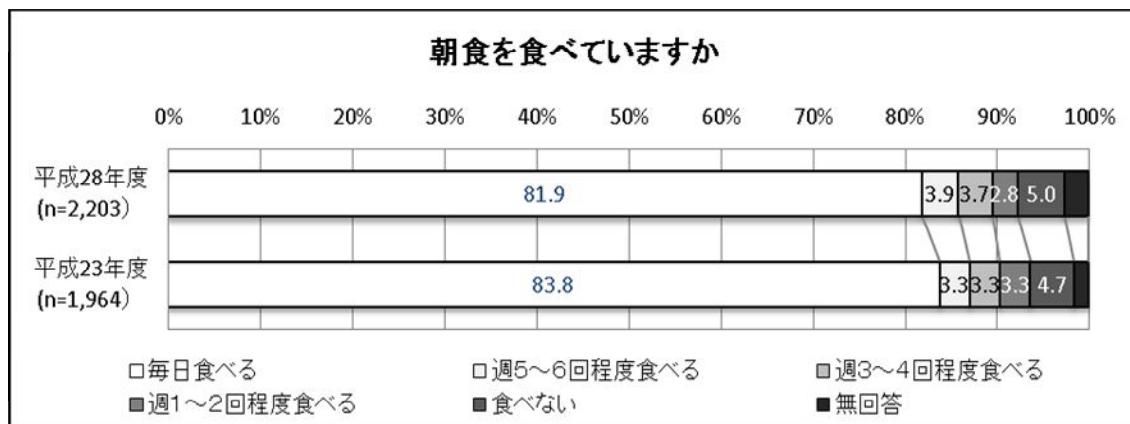
平成28年6月

■ 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
一般（18歳以上）	4,966	2,203	44.1%
中学生・高校生	3,046	2,812	92.3%
幼児・小学生（保護者）	2,379	2,200	92.5%

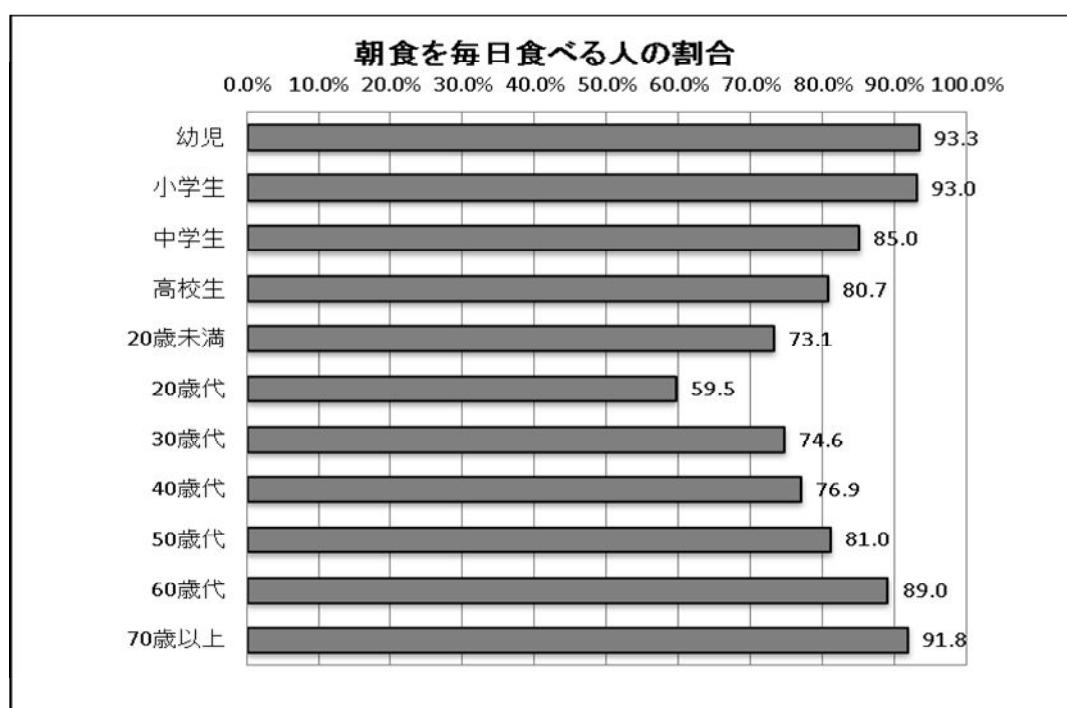
① 朝食摂取状況

朝食を「毎日食べる」人の割合は、81.9%です。毎日は食べない人の割合は15.4%です。



② 年代別朝食摂取状況

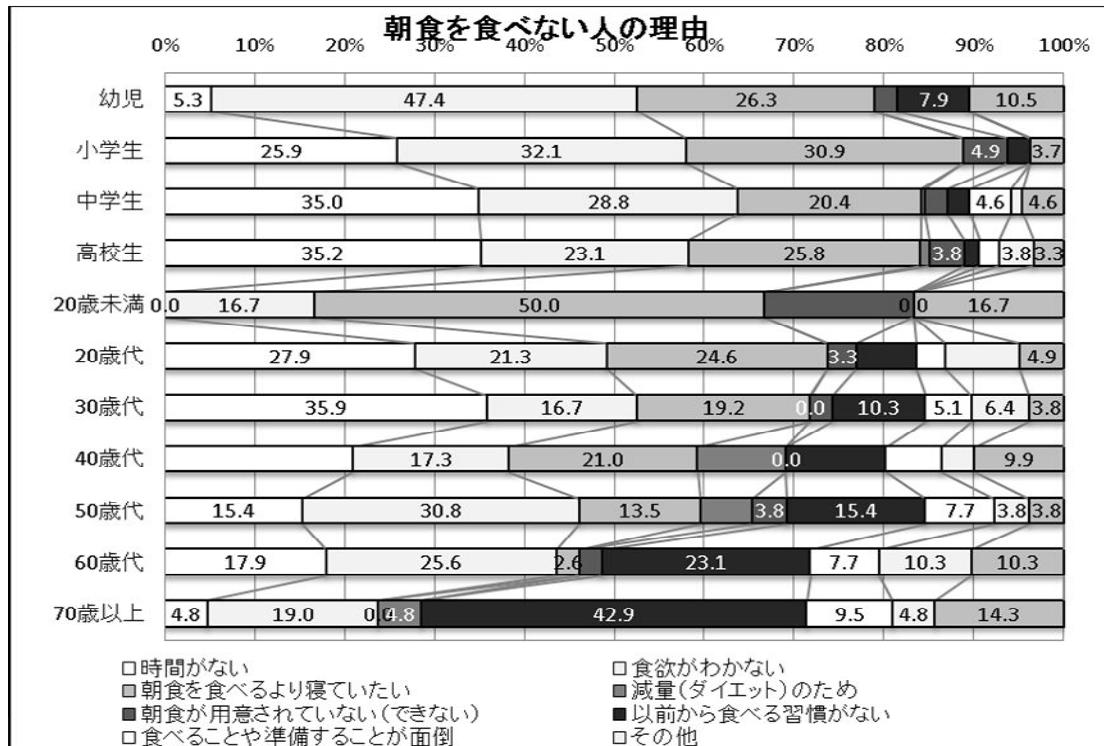
朝食を毎日食べる人の割合を年代別に比較すると、20歳代の摂取率が特に低い状況です。20歳代以降は、年代があがるにつれ、朝食を毎日食べる人が増加しています。



※20歳未満：18歳及び19歳の調査対象者

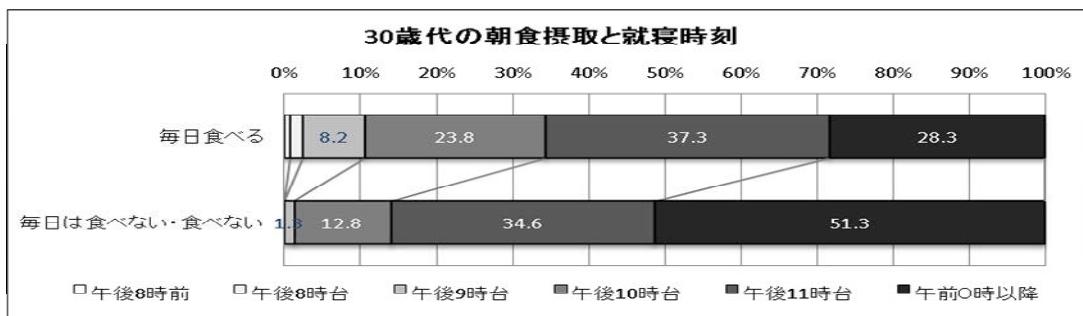
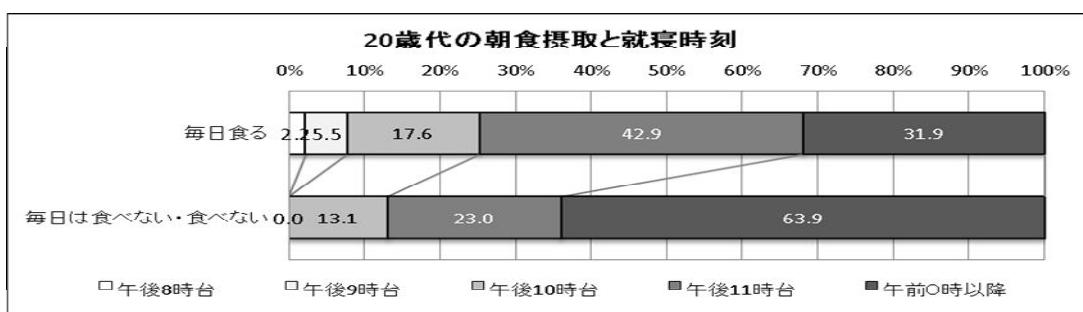
③ 朝食を食べない理由

20歳代30歳代の若い世代の朝食を食べない理由は、「時間がない」「食べるより寝ていい」「食欲がわからない」の順で多くなっています。



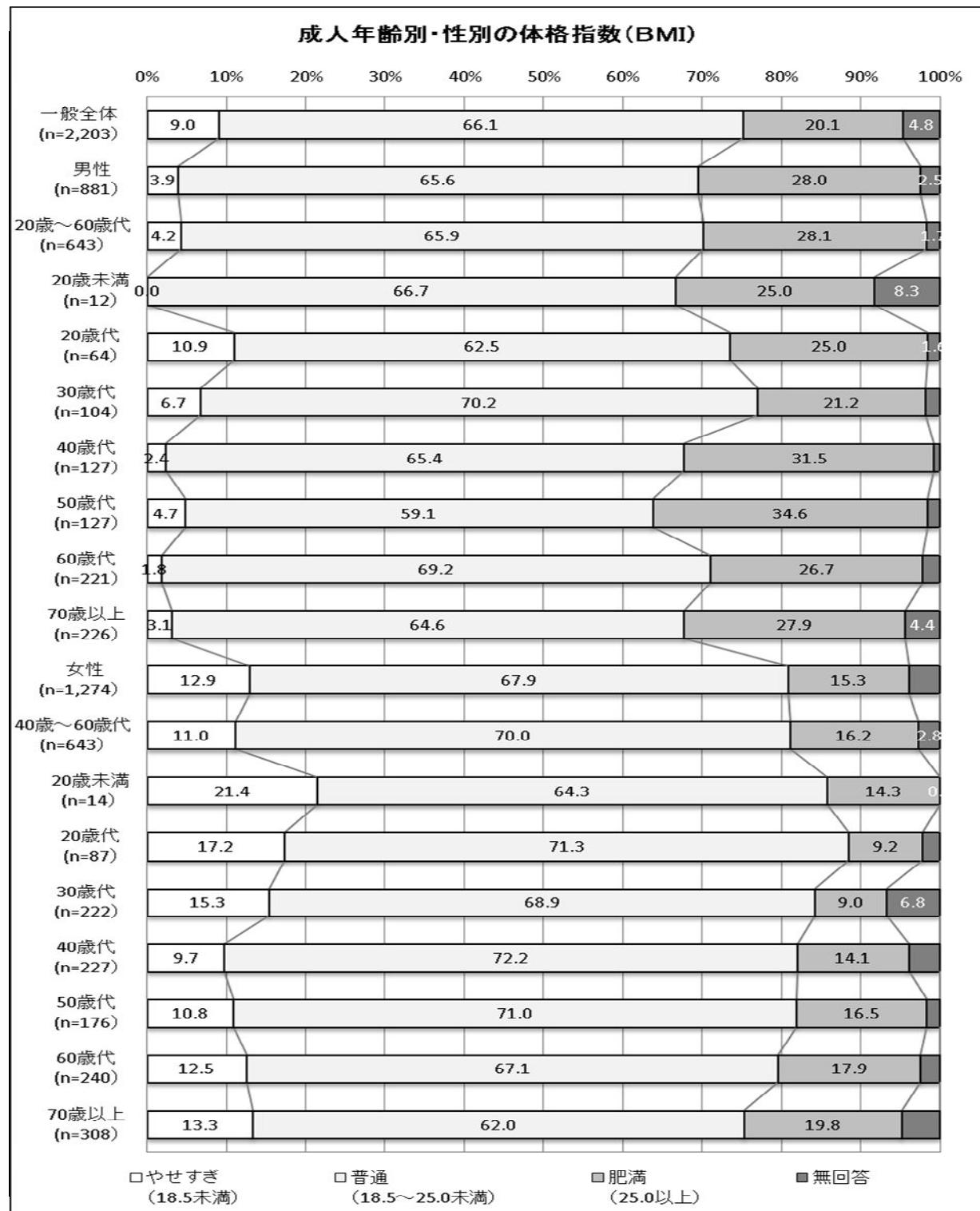
④ 朝食を食べないことがある若い世代の就寝時間

20歳代30歳代の若い世代では朝食を食べないことがあると回答した人は、午前0時以降に就寝する人の割合が多くなっています。



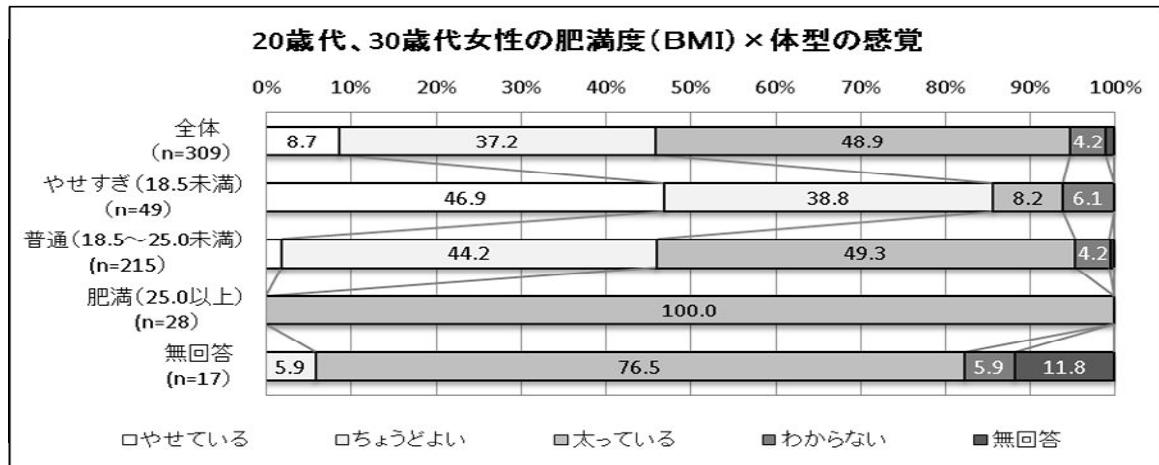
⑤ 性別・年代別肥満の状況

体格指数（BMI）は、性別で比較すると、男性の方が肥満域の人の割合が大きい傾向にあります。年代別に比較すると、40歳～50歳代男性の肥満域の人の割合が他の年代に比較し大きく、20歳代女性のやせの割合が他の年代に比較し大きいです。



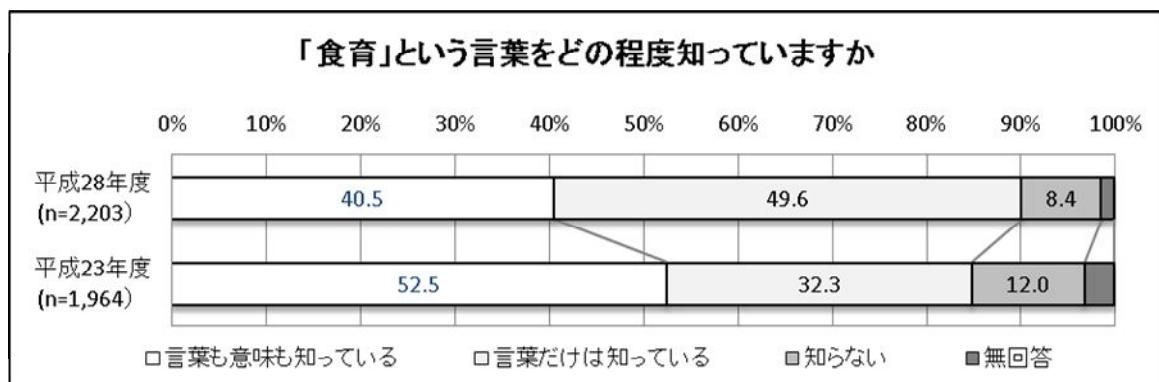
⑥ 20歳代、30歳代女性の自分の体型に対する感じ方について

20歳代、30歳代の女性は、やせすぎであるのにちょうどよいと思う人の割合が38.8%，普通であるにもかかわらず、太っていると思う人が49.3%と、肥満度と体型の感覚にずれがあります。



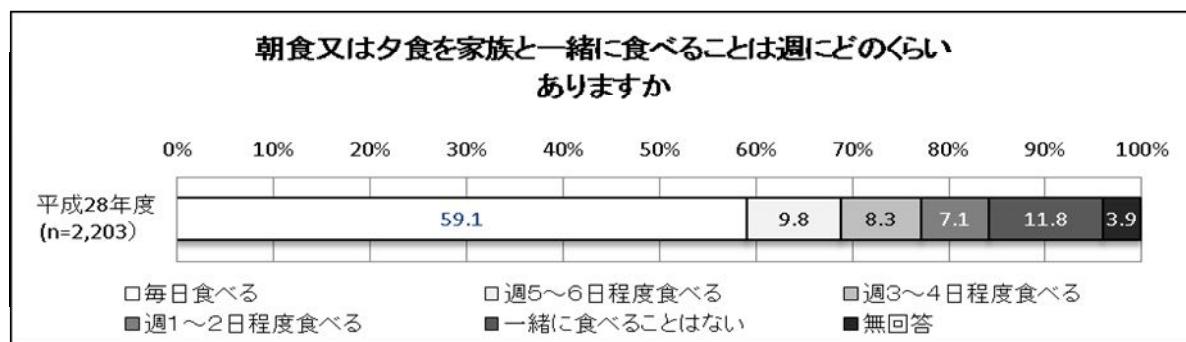
⑦ 食育認知状況

食育という言葉を「知っている」人の割合は、90.1%であり、食育の認知度は、向上しています。



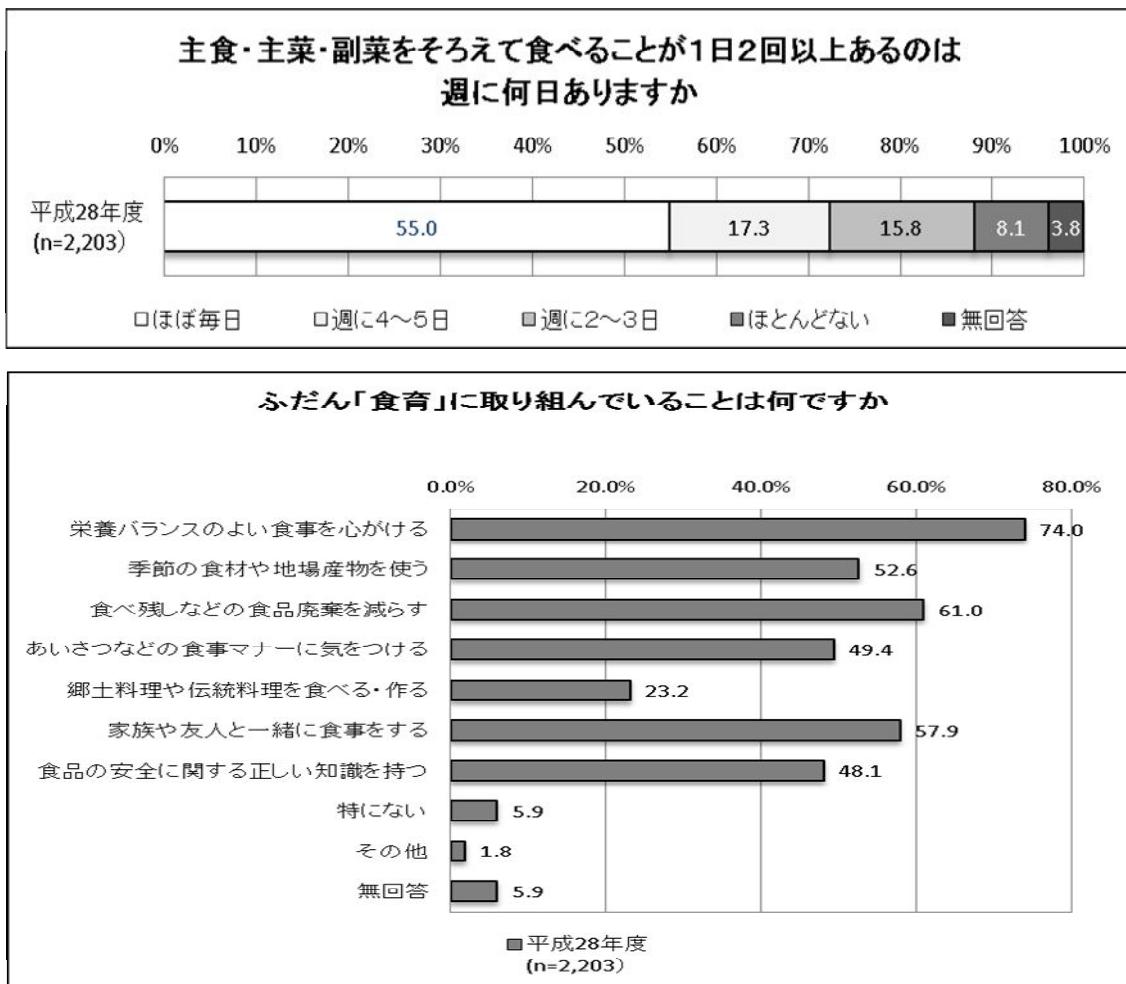
⑧ 共食の状況

朝食又は夕食を家族と一緒に毎日食べている人の割合は、59.1%です。



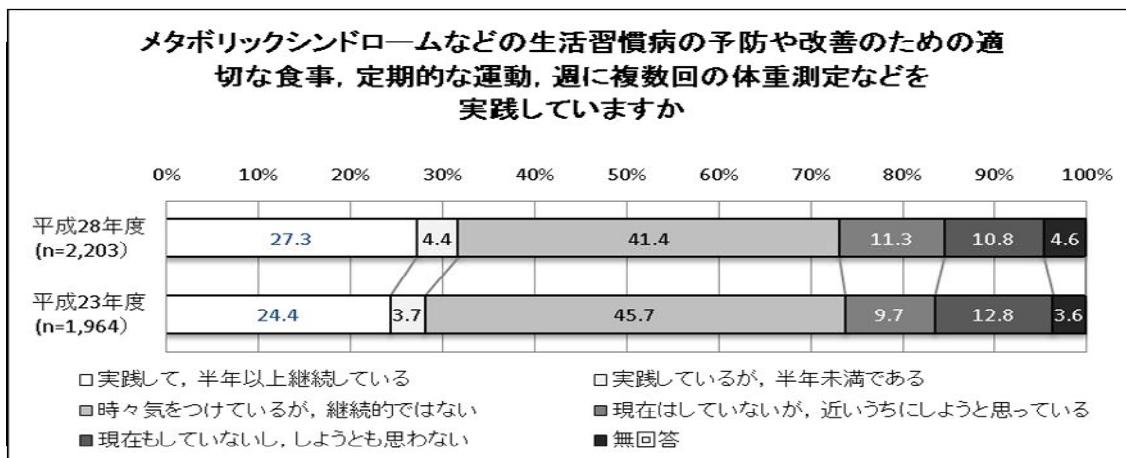
⑨ 主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人

栄養バランスのよい食事を心がけている人と実践している人の割合に差があります。



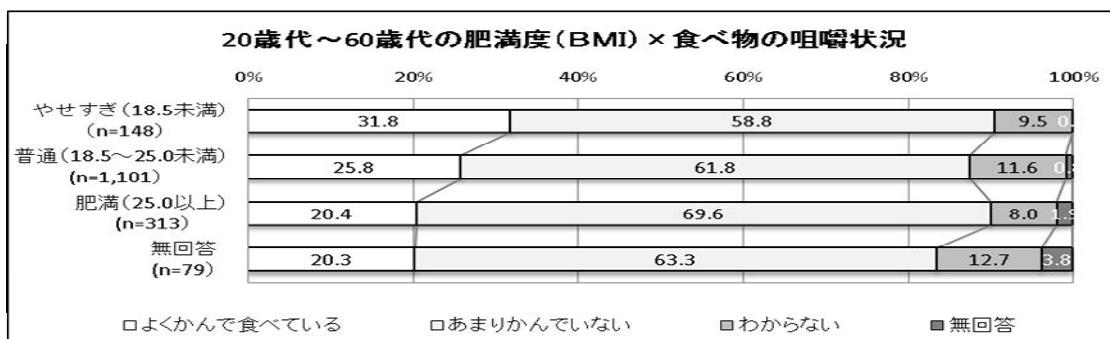
⑩ メタボリックシンドローム予防・改善のための行動の実践度

メタボリックシンドローム予防・改善のための取組を継続的に実践している人の割合は増加しているものの、27.3%に止まっています。



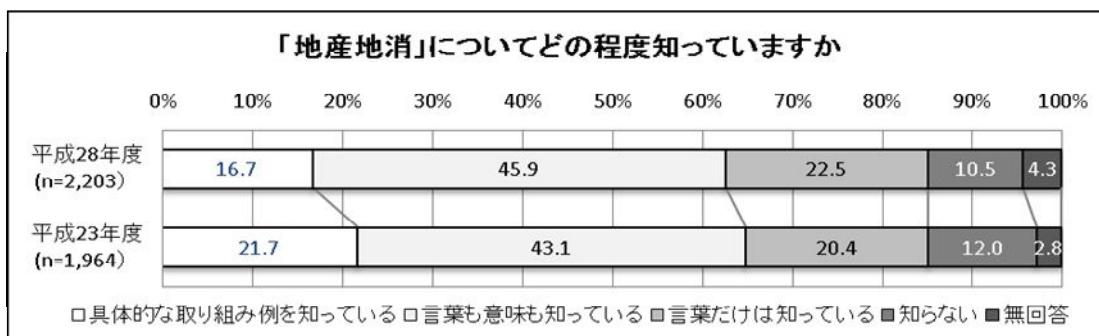
⑪ 肥満度と咀嚼の関連について

肥満の人は、よく噛んで食べている人が少ない傾向にあります。



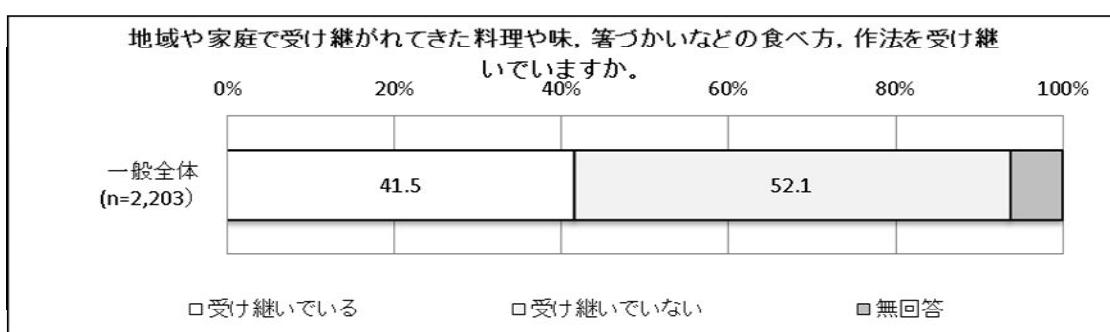
⑫ 地産地消の認知度

地産地消の認知度は8割を超えてます。



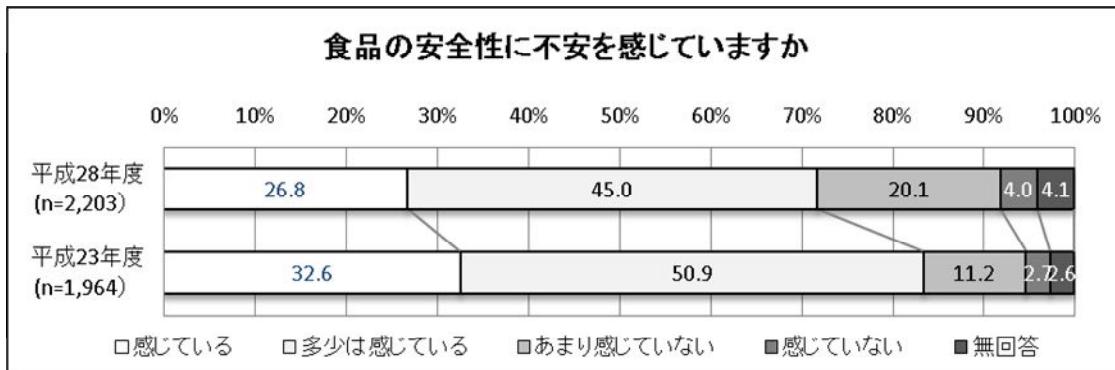
⑬ 食文化の継承

地域や家庭で受け継がれた料理や味、食べ方、作法を継承している人の割合は41.5%です。



(14) 食の安全性への不安

食品の安全性に不安を感じている人の割合は71.8%です。食品の安全性に対する不安を感じている人は減少しています。



3 その他の調査結果

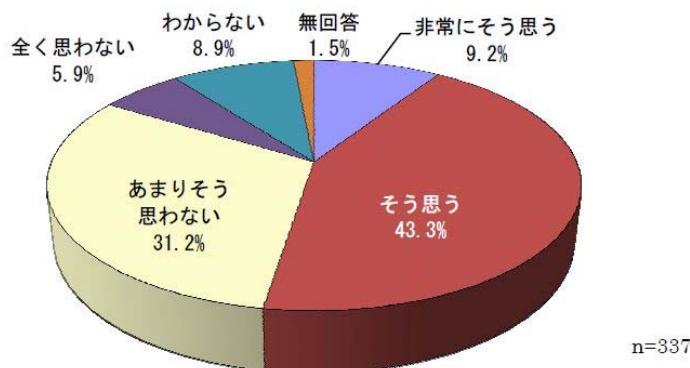
(1) 小・中学生の食文化の理解

設問内容	小5	小6	中1	中2	中3
給食に出る五目ちらしなどの行事食やしもつかれなどの郷土料理を知っている	82.6%	87.1%	85.8%	85.0%	86.5%

「学習と生活についてのアンケートの結果(平成27年)」

(2) 宇都宮産農産物を積極的に選択する割合

「うつのみや産」の農畜産物を積極的に購入していると思う人（非常にそう思う、そう思うの計）は、52.5%です。



「第46回市政に関する世論調査」(平成25年)

4 課題の総括

【若い世代】

- 朝食の欠食が高校生の頃から始まり、20歳代や30歳代で朝食の欠食率が高いことから、若い世代の朝食の摂取に向けた取組が必要です。
- 20歳代や30歳代の女性の痩身志向が強く、やせが多いことから、健全な食生活に向けた取組が必要です。

【メタボリックシンドロームの予防や改善】

- 壮年期男性の肥満が増加していることから、運動習慣を身につけることや健全な食生活の実践などメタボリックシンドロームの予防や改善に取り組む必要があります。

【咀しゃく】

- 歯周病予防や肥満の人はよく噛んでいないことなど健康との関連性が見られることがから、よく噛んで食べる人を増やす必要があります。

【共食】

- 家族と一緒に食事をするなど共食を通して、子どもの頃から望ましい食生活の実践が必要です。
- 単身世帯の増加やひとり親世帯の増加などによる家庭生活の多様化に対応した取組が必要です。

【地場農産物への関心】

- 食に関する理解や関心を高めるため、地場農産物や食への理解、関心をさらに向上させる必要があります。

【食事マナー や郷土料理等への理解】

- 郷土料理などを継承している人が少ないことから、地域特性を生かした料理や家庭の味、食事マナーなどを継承し次世代に伝えていく取組が必要です。

【食品の安全】

- 食品の安全に不安を感じる人が依然として多いことから、引き続き不安解消に取り組む必要があります。

5 第3次計画で取り組むべき課題

これまでの取組や、意識調査の結果等を踏まえ、第3次計画において、取り組むべき課題を取りまとめました。

【課題1 若い世代を中心とした食育の推進】

子どもの頃からの健全な食生活の確立とともに、若い世代が、健康を意識し主観的に、知識の習得や実践を伴う食育に取組むための支援が必要です。

- ・ 20歳代30歳代の若い世代は、他の世代と比較して、朝食、女性のやせ、栄養バランスのとれた食事などの点で課題が多いことから健全な食生活の実践が必要です。
- ・ 20歳代30歳代はこれから親になる世代でもあり、こうした世代が食に関する知識や取組を次世代につなげていく必要があります。

【課題2 働き盛り世代を中心とした食育の推進】

働き盛り世代のメタボリックシンドロームの予防や改善、健全な食生活などの実践など、健康寿命の延伸につながる食育の推進が必要です。

- ・ 40歳代や50歳代に肥満が多いほか、メタボリックシンドロームの予防・改善への取組や栄養バランスのよい食事の実践などの諸問題の改善に向けた取組が必要です。

【課題3 家庭や生活の状況に応じた食育の推進】

少子高齢化の進展、世帯構造や社会環境の変化に対応した食育の推進が必要です。

- ・ 食育の基本は家庭であるが、少子高齢化の進展、世帯構造や社会環境の変化による単身世帯等の増加など家庭生活の多様化に対応し、地域や職場などにおける食育の取組が必要です。

【課題4 食に対する感謝や理解の促進】

食に対する関心を高め、これまで受け継がれてきた食文化を継承していくことが必要です。

- ・ 食品の安全性について不安に思う人が依然として多いことから不安解消に向けた取組が必要です。
- ・ 食への理解や食を大切にする心を育んでいく必要があります。

第3章 基本方針

1 基本理念

この計画は、食育基本法に基づき、市民が食育の「実践」を通して、生涯にわたり人間力の向上を図るための指針として策定するもので、以下を基本理念とします。

食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育み、人間力の向上を図る。

「人間力」とは… 体力・知力・感性・対人関係力など、自立したひとりの人間として力強く生きていくための総合的な力をいいます。

2 基本目標、基本施策

計画の基本理念のもと、次の設定の考え方に基づき、市民の目指すべき姿として、基本目標を掲げるとともに、基本目標の達成に向けて取り組むべき施策を設定しました。

(1) 設定の考え方

基本目標： 基本理念に基づき、市民が「食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育むため」に、目指すべき姿を3つの「基本目標」として示しました。

基本施策： 基本目標の達成に向けて取り組むべき施策を設定しました。

施策指標： 基本施策の達成状況を把握するため、数値目標を掲げ、計画最終年度（平成33年度）までの達成を目指します。

(2) 基本目標

基本目標1 身体のことを考え、食事のバランスなどを心がけて食べます。

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、子どもから成人、高齢者に至るまで生涯を通じた食育を推進することが重要です。このため、子どもの頃から基本的な食習慣を身につけるよう取り組みます。

20歳代や30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多くみられます。こうしたことから、これから親になる若い世代が食に関心を持ち、健全な食生活の実践に取り組むとともに、食に関する知識や取組を次世代に伝えつなげていけるよう取り組みます。

また、40歳代50歳代に肥満が多いことから、メタボ予防や栄養バランスのよい食事の実践など、健康寿命の延伸につなげるよう取り組みます。

基本目標2 家庭だけでなく地域や職場で食を支え、楽しく食べます。

家族が食卓を囲んで食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会となります。しかしながら、単身世帯やひとり親世帯の増加や家庭生活の多様化に対応するため、家庭だけでなく、地域や職場など地域社会全体で食育に取り組みます。

基本目標3 食への関心や感謝の気持ちを持ち、地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます。

自然や環境、生産者など様々な関係者によって食が支えられています。食に関する様々な体験を通して、食への知識を深め、食の大切さを理解し、食への感謝の気持ちを深めるとともに、**地元食材の活用を広げていくことや地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方や作法を地域や次世代へ伝えていけるよう取り組みます。**

また、**食の安全性を確保するとともに、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等についての基礎的な知識を持つよう取り組みます。**

(3) 基本施策

基本目標1

«身体のことを考え、食事のバランスなどを心がけて食べます»

基本施策1 子どもの頃からの健全な食生活の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、子どもの頃から基本的な食習慣を身につけ、継続していくことが重要であることから、健全な食生活の実践に向けて、家庭、学校、保育所、高校や大学等との連携した食育を推進します。

【施策指標】

施策指標	現状値 (H28)	目標値 (H33)
朝ごはんを毎日食べている子どもの（小学6年生）割合	95.5% (H27 調査)	100%に 近づける
朝ごはんを毎日食べている若い世代（20歳代・30歳代）の割合	69.8%	85.0%以上

基本施策2 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進

食生活の乱れや栄養バランスの偏りなどに起因する肥満などの生活習慣病につながる課題がみられることから、望ましい食生活を実践できるよう、日常的な食生活等の改善に向けた食育を推進します。

【施策指標】

施策指標	現状値 (H28)	目標値 (H33)
主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人（20歳代・30歳代）の割合	44.2%	55.0%以上
主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人（40歳代・50歳代）の割合	49.8%	70.0%以上
メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や改善のための行動を実践する人（40歳代・50歳代）の割合	25.2%	50.0%以上

基本施策3 歯と口の健康づくりの推進

健全で豊かな食生活を送るために、よく噛んでおいしく食べるための口腔機能の発達や維持が重要であることから、歯と口腔の健康づくりを推進します。

【施策指標】

施策指標	現状値（H28）	目標値（H33）
ゆっくりとよく噛んで食べる人の割合	31.1%	55.0%以上

基本目標2

『家庭だけでなく地域や職場で食を支え、楽しく食べます』

基本施策4 家庭における食育の推進

家庭は食にかかわる最も中心的な場であり、家族との食事やふれあいを通して、望ましい食習慣の定着を図ることが重要であることから、健全な食生活を実現するために、家庭における食育を推進します。

【施策指標】

施策指標	現状値（H28）	目標値（H33）
朝食または夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数	週5.8日	週6日以上

基本施策5 地域や職場における食育の推進

単身世帯や共働き世帯の増加など家族構成やライフスタイルが多様化する中で、個人や家庭の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげることが困難なことから、家庭生活以外での食の機会の提供など地域社会や職場における食育を推進します。

【施策指標】

施策指標	現状値（H28）	目標値（H33）
健康づくり推進員・食生活改善推進員養成講座修了者数	1,349人	1,790人
健康に配慮した食事の提供を行う事業所数	「第2次健康うつのみや21」計画の中間評価時に設定（H29）	

基本目標3

『食への関心や感謝の気持ちを持ち、地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます』

基本施策6 食の循環や環境への理解の促進

地場農産物や食品の廃棄などに関心をもつとともに、生産から消費までの食の循環を意識し、生産者をはじめとして多くの関係者により、食が支えられていることなどの食に関する理解を促進し、食に対する感謝の心を育みます。

【施策指標】

施策指標	現状値（H28）	目標値（H33）
宇都宮産農産物を積極的に選択する割合 ※	52.5% (H25調査)	70.0% (H30目標)
食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合	92.4%	100%

※「第2次宇都宮市地産地消推進計画」の現状値及び目標値

基本施策7 食文化の継承

日本の食文化を守り伝えるため、子どもの頃から地域や家庭で慣れ親しんだ行事食や季節の料理、家庭の味や習慣などを食事の作法などとともに次世代に継承します。

【施策指標】

施策指標	現状値（H28）	目標値（H33）
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている人の割合	31.4%	50%以上
給食に出る五目ちらしなどの行事食やしもつかれなどの郷土料理を知っている子ども（小学6年生）の割合	87.1% (H27調査)	100%

基本施策8 食品の安全性の確保

食品の安全性への不安の解消を図るために、食の安全について正しい知識を持ち、適切に判断し、選択していくことが必要であることから、消費者、食品事業者双方の食の安全に関する知識や理解の促進を図ります。

【施策指標】

施策指標	現状値（H28）	目標値（H33）
食品の安全性に不安を感じている人の割合	71.8%	50%以下

第4章 施策・事業の展開

基本目標の達成に向けて様々な場面を活用しながら横断的に取り組んでいくテーマを8つの基本施策として位置づけ、学校、地域、関係団体、行政が効率的に事業を展開し、食育の推進に一体的に取り組んでいきます。

1 計画の体系

本計画で設定した3つの基本目標を実現するための8つの基本施策について、それぞれの基本施策ごとに構成事業を設定しています。このうち、基本目標の達成や取組主体の連携強化に特に資する事業を重点事業に位置付けています。

基本目標	基本施策	構成事業数	重点事業数（再掲）
1 身体のことを考え、食事のバランスなどを心がけて食べます。	1 子どもの頃からの食生活の推進	14	4
	2 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進	18	2
	3 歯と口の健康づくりの推進	6	1
2 家庭だけでなく地域や職場で食を支え、楽しく食べます。	4 家庭における食育の推進	9	2
	5 地域や職場における食育の推進	8	3
3 食への関心や感謝の気持ちを持ち、地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます。	6 食の循環や環境への理解の促進	14	2
	7 食文化の継承	6	2
	8 食品の安全性の確保	6	1
合 計		81	17

2 ライフステージに応じた事業の展開

子どもから高齢者まで、生涯を通じた取組を推進するにあたって、世代により、それぞれの特徴や抱える問題も異なることを踏まえ、ライフステージを6つにわけています。

【乳幼児期】～望ましい食習慣や生活リズムの基礎を築く時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- 授乳や離乳を体験する親子にとって重要な時期
 - 食習慣や生活リズムの基礎が身につく大切な時期であるとともに、味覚が形成され、好き嫌いが始まる時期
- ⇒ 食事を味わうことや食べる楽しさを覚え、食に対する関心を持つことが大切です。

【小学校期】～食の大切さを学び、望ましい食習慣や生活リズムを定着させる時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- 心身ともに成長し、食習慣や生活リズムの基礎が定着する時期
- ⇒ 望ましい食習慣を身につけ、自らの健康に関心を持つことや食に対する感謝の気持ちを育むことが大切です。

【中学・高校期】～望ましい食習慣や生活リズムを自己管理して維持する時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- 部活動や校外活動などにより、食習慣や生活リズムが乱れがちになる時期
 - 誤った認識による過度の痩身やダイエットが目立つ時期
- ⇒ 自ら情報を入手し、正しい知識を身につけ、食生活や健康管理について関心を持ち、望ましい食習慣や生活リズムを維持していくことが大切です。

【青年期・若い世代（18歳～39歳）】

～食を楽しみながら、健全な食生活を送り、体力の維持・向上に努める時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- 就職、結婚、妊娠、出産、子育てなどにより生活が大きく変化し、生活リズムが不規則になりがちで食育の実践に課題が多い時期です。
⇒ 健全な食生活の実践を通して、体力の維持・向上に努めることが大切です。また、妊娠や子育てを通して、自らの食生活を見直すとともに、子どもの望ましい食習慣や生活習慣の基礎を築くことが大切です。

【壮年期（40歳～64歳）】

～食を楽しみながら、健全な食生活を送り、健康の維持・増進に努める時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- 仕事や地域での中心的な役割を担うなどの忙しさから、不規則な食習慣や運動不足など健康管理がおろそかになりがちな時期
⇒ 日頃から生活習慣病を予防・改善するため、望ましい食習慣や生活習慣を守り、健康の維持・増進に努めすることが大切です。

【高齢期（65歳以上）】～食を楽しみ、健康の維持・増進に努めながら、食を通して豊かな生活を実現し、知恵を次代に伝える時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- 退職や子どもの自立などの節目を迎え、生活や精神的にも大きな変化が生じる時期
- これまでの経験や豊かな知識を、家庭や地域で活かすことや次代に伝える取組が求められる時期
⇒ 自らも心豊かに元気な生活が送れるよう、望ましい食習慣や生活習慣を守り、健康管理や身体機能の維持・向上に努めることが大切です。

3 計画を構成する事業一覧

◎：重点事業（基本目標の達成や取組主体の連携強化に特に資する事業）

★：新規計上事業（拡）：拡充事業 下線：地域団体等などの民間の取組

基本施策	区分	No.	事業名	主な対象者（ライフステージ）					
				乳幼児期	小学校・中学校・高校期	中学・高校期	青年期	壮年期	高齢期
子どもの頃からの健全な食生活の推進	◎	1	3歳児健康診査における栄養指導実施事業	○			○	○	
	◎	2	食に関する指導実施事業		○	○			
	◎	3	★高校・大学等との食育連携事業			○	○		
	◎	4	食育教室実施事業	○	○	○	○		
		5	食育啓発イベント実施事業【再掲】	○	○	○	○	○	○
		6	給食施設指導事業【再掲】	○	○	○	○	○	○
		7	食育情報コーナーでの食育啓発事業	○	○	○	○	○	○
		8	★働き盛り世代を対象とした食育推進事業【再掲】				○	○	
		9	★調理実習レシピ等を活用した食育啓発事業	○	○	○	○	○	○
		10	保健指導・栄養相談実施事業	○			○	○	
		11	保育園・幼稚園における献立等を通した家庭への食育啓発事業	○			○	○	
		12	お弁当日の実施事業【再掲】		○	○	○	○	
		13	学校における献立等を通した家庭への食育啓発事業		○	○	○	○	
		14	学校における食育の地域企業連携推進事業		○	○	○	○	
生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進	◎	15	★働き盛り世代を対象とした食育推進事業				○	○	
	◎	16	食育出前講座実施事業				○	○	○
		17	栄養相談事業	○	○	○	○	○	○
		18	給食施設指導事業	○	○	○	○	○	○
		19	健康づくり栄養教室実施事業				○	○	○
		20	健康づくり推進員・食生活改善推進員の活動支援事業【再掲】				○	○	○
		21	食育教室実施事業【再掲】	○	○	○	○		
		22	食育啓発イベント実施事業	○	○	○	○	○	○
		23	食育指導者研修会実施事業				○	○	○
		24	食育情報コーナーでの食育啓発事業【再掲】	○	○	○	○	○	○
		25	★食に関する取組実施団体の登録事業【再掲】				○	○	○
		26	食の自立支援（配食サービス）事業						○
		27	病態に応じた健康教室等実施事業				○	○	○
		28	ヘルシーメニューの普及啓発事業				○	○	○
		29	（拡）宮っこ食育応援団との連携事業【再掲】	○	○	○	○	○	○
		30	★健康経営推進事業				○	○	
		31	★地域・職域連携による食育啓発事業【再掲】				○	○	
		32	★糖尿病合併症予防実施事業				○	○	○
歯と口の健康づくりの推進	◎	33	歯科健診実施事業				○	○	○
		34	★歯の健康講座実施事業（親子編・高齢者編）	○			○	○	○
		35	歯の健康出前講座実施事業	○			○	○	○
		36	歯と口の健康週間イベント実施事業	○	○	○	○	○	○
		37	子どものむし歯予防事業	○	○				
		38	歯の健康教室実施事業		○				

基本施策	区分	No.	事業名	主な対象者（ライフステージ）					
				乳幼児期	小学校期	中学・高校期	青年期	壮年期	高齢期
家庭における食育の推進	◎	39	お弁当日の実施事業		○	○	○	○	
	◎	40	★ワーク・ライフ・バランス推進事業				○	○	
		41	保健指導・栄養相談実施事業【再掲】	○			○	○	
		42	ふれあいのある家庭づくり推進事業	○	○	○	○	○	○
		43	親子の食育講座実施事業	○			○	○	
		44	3歳児健康診査における栄養指導実施事業【再掲】	○			○	○	
		45	在家庭乳幼児や保護者への食育啓発事業	○			○	○	
		46	うつのみや版親学の推進事業				○	○	
		47	各種家庭教育講座の実施事業	○	○	○	○	○	○
地域や職場における食育の推進	◎	48	健康づくり推進員・食生活改善推進員の活動支援事業				○	○	○
	◎	49	(拡) 宮っこ食育応援団との連携事業	○	○	○	○	○	○
	◎	50	★地域における食育推進事業	○	○	○	○	○	○
		51	★食に関する取組実施団体の登録事業				○	○	○
		52	食育啓発イベント実施事業【再掲】	○	○	○	○	○	○
		53	給食施設指導事業【再掲】	○	○	○	○	○	○
		54	★健康経営推進事業【再掲】				○	○	○
		55	★地域・職域連携による食育啓発事業				○	○	
食の循環や環境への理解の促進	◎	56	地産地消推進事業	○	○	○	○	○	○
	◎	57	(拡) もったいない生ごみ減量化事業		○	○	○	○	○
		58	食育月間における啓発事業	○	○	○	○	○	○
		59	食育指導者研修会実施事業【再掲】				○	○	○
		60	食育情報コーナーでの食育啓発事業【再掲】	○	○	○	○	○	○
		61	保育園・幼稚園における食物栽培体験事業	○			○	○	
		62	★「もったいない残しま10(てん)!」運動実施事業	○	○	○	○	○	○
		63	食農体験学習事業		○	○			
		64	農林業祭実施事業	○	○	○	○	○	○
		65	★宇都宮産米消費拡大事業	○	○	○	○	○	○
		66	市場流通に係る普及啓発事業		○		○	○	
		67	(拡) 中央卸売市場出張市場講座実施事業				○	○	○
		68	学校給食における地産地消推進事業		○	○			
		69	★アグリスクール実施事業	○	○	○	○	○	○
食文化の継承	◎	70	学校給食における食文化の継承推進事業		○	○			
	◎	71	文化イベント事業における伝統食の周知啓発事業	○	○	○	○	○	○
		72	★宇都宮産米消費拡大事業【再掲】	○	○	○	○	○	○
		73	食事マナー指導実施事業	○			○	○	
		74	伝統文化ホームページや広報紙等による周知啓発事業		○	○	○	○	○
		75	伝統料理講習会実施事業		○	○	○	○	○
食品の安全性の確保	◎	76	市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業				○	○	○
		77	食品関係施設への監視指導実施事業				○	○	○
		78	食品安全イベント実施事業		○	○	○	○	○
		79	食品衛生に関するホームページやメール配信等による周知啓発事業				○	○	○
		80	食品事業者への衛生知識の普及啓発事業				○	○	○
		81	★調理従事者講習会実施事業				○	○	○

【構成事業】

(1) 子どもの頃からの健全な食生活の推進

事業番号	事業名（◎：重点事業、★：新規計上、拡：拡充、下線：地域団体等などの民間の取組）	実施主体	事業の概要
1	◎ 3歳児健康診査における栄養指導実施事業	市	3歳児健康診査時に、保護者を対象に食生活に関する講話を行い、子どもの朝食欠食や肥満予防に取り組む。
2	◎ 食に関する指導実施事業	小学校 中学校	子どもたちに、生きた教材である給食を活用し、給食の時間だけでなく、教科や学級活動、学校行事、総合的な学習時間などで食に関する指導を行い、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるようにする。
3	◎ ★高校・大学等との食育連携事業	市	高校や大学と連携し、学園祭や学食の場を活用した、若い世代自身が参加し、食への関心の向上が図れるような啓発事業を実施する。
4	◎ 食育教室実施事業	市	食育に関する講話や実習を通して、日頃の食習慣を見直し、食生活改善に取り組めるよう支援する。
5	食育啓発イベント実施事業【再掲】	市	学校や地域、食育関係団体などの食育の取組の紹介や食育啓発イベントを開催し、広く市民に食育の普及啓発を図る。
6	給食施設指導事業【再掲】	市	給食施設に対して、栄養管理に関する指導を実施し、栄養面に配慮したメニューの提供ができるよう支援する。
7	食育情報コーナーでの食育啓発事業	市	市保健センター内に食育に関する情報コーナーを設置し、様々なライフステージを対象とした食に関する情報の提供を行う。
8	★ <u>働き盛り世代を対象とした食育推進事業【再掲】</u>	市 宇都宮市地域・職域連携推進協議会	事業所などにおいて、働き盛り世代を対象として、レシピ配布、パネル展示、リーフレット配布などの啓発事業を実施する。
9	★ 調理実習レシピ等を活用した食育啓発事業	市	健康づくり栄養教室・食育教室等のレシピを料理レシピサイトを活用して広く周知する。

事業番号	事業名（◎：重点事業、★：新規計上、拡：拡充、下線：地域団体等などの民間の取組）	実施主体	事業の概要
10	保健指導・栄養相談実施事業	市	家庭や個人の状況に応じた、食事や栄養に関する指導や助言を実施し、栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう支援する。
11	保育園・幼稚園における献立等を通した家庭への食育啓発事業	保育園 幼稚園	食育だよりや献立等を通して保護者に食に関する取組や食育についての情報を提供し、理解を深める。
12	お弁当日の実施事業【再掲】	小学校 中学校	お弁当を親子一緒に作る経験を通じて、食事について親子で共に考える機会を創出するとともに、子どもたちの食への関心を高める。また、お弁当の献立を考えたり、食材の購入などを通して、栄養バランスや自らの健康を考え、管理できる能力の育成を図る。
13	学校における献立等を通した家庭への食育啓発事業	小学校 中学校	食育だよりや献立、料理レシピサイト等を通して保護者に食に関する取組や食育についての情報を提供し、理解を深める。
14	学校における食育の地域企業連携推進事業	小学校 中学校	企業による食育講演会の開催や、生産者や高齢者等との交流給食を実施するなど、家庭や地域団体、事業者等との連携の強化を図りながら食育を推進していくとともに、地域学校園においても、就学前の保育園や幼稚園と連携するなど、地域社会全体での食育の取組を通して子どもたちの人間力を育む。

(2) 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進

事業番号	事業名(◎:重点事業, ★:新規計上, 拡:拡充, 下線:地域団体等などの民間の取組)	実施主体	事業の概要
15	◎ ★ <u>働き盛り世代を対象とした食育推進事業</u>	市 宇都宮市地域・職域連携推進協議会	事業所などにおいて、働き盛り世代を対象として、レシピ配布、パネル展示、リーフレット配布などの啓発事業を実施する。
16	◎ 食育出前講座実施事業	市	働き盛り世代を中心とした市民に対し、健全な食生活の実践につながる栄養に関する講話や調理実習を実施する。
17	栄養相談事業	市	市民の栄養に関する個別の相談に関して、適切な指導・助言を行い、より一層の健康の保持増進を図る。
18	給食施設指導事業	市	給食施設に対して、栄養管理に関する指導を実施し、栄養面に配慮したメニューの提供ができるよう支援する。
19	健康づくり栄養教室実施事業	市	メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症を予防するための正しい知識の普及や食生活改善について支援する。
20	健康づくり推進員・食生活改善推進員の活動支援事業【再掲】	市	健康づくり推進員・食生活改善推進員を養成し、地域での健康づくりボランティアを育成するとともに、健康づくり推進員の地域における健康づくり実践活動を支援する。
21	食育教室実施事業【再掲】	市	食育に関する講話や実習を通して、日頃の食習慣を見直し、食生活改善に取り組めるよう支援する。
22	食育啓発イベント実施事業	市	学校や地域、食育関係団体などの食育の取組の紹介や食育啓発イベントを開催し、広く市民に食育の普及啓発を図る。
23	食育指導者研修会実施事業	市	食育の推進にたずさわる管理栄養士、栄養士、調理師等に対して研修会を開催し、食育に関する情報提供を行い、資質の向上を図る。
24	食育情報コーナーでの食育啓発事業【再掲】	市	市保健センター内に食育に関する情報コーナーを設置し、様々なライフステージを対象とした食に関する情報の提供を行う。

事業番号	事業名(◎:重点事業, ★:新規計上, 拡:拡充, 下線:地域団体等などの民間の取組)	実施主体	事業の概要
25	★ 食に関する取組 実施団体の登録 事業【再掲】	市 栃木県	自主的に様々な食育活動に取り組む「宮っこ食育応援団」や栃木県の「とちぎのヘルシーグルメ推進店」に登録する団体を増やし、地域社会全体で、市民への食育を推進していく。
26	食の自立支援 (配食サービス)事業	市	高齢者等を対象とした食事の宅配サービスを実施し、低栄養を予防するともに、利用者の体調等に合わせて栄養バランスのとれた食生活が送れるよう支援する。
27	病態に応じた健康教室等実施事業	市	生活習慣病等を持つ市民に対し、栄養士、保健師、運動指導員等による講話や調理の演習を通して、生活習慣の改善や重症化予防に取り組む。
28	<u>ヘルシーメニュー</u> <u>の普及啓発事業</u>	市 食生活改善推進員協議会	食育出前講座や食生活改善推進員と連携し、ヘルシーメニューの普及を行う。また、料理レシピサイトにレシピを掲載し、広く周知を図る。
29	拡 宮っこ食育応援団との連携事業 【再掲】	市	宮っこ食育応援団やとちぎのヘルシーグルメ推進店と連携し、健康的な食事を提供する店舗を増やすことや、食育に関するイベントやヘルシーメニューを活用した食育の啓発を行う。
30	★ <u>健康経営推進事業</u>	宇都宮工商会議所 宇都宮市地域・職域連携推進協議会	健康づくりに関するセミナー等を開催し、企業の健康経営の取組を支援する。
31	★ <u>地域・職域連携による食育啓発事業</u> 【再掲】	宇都宮市地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健が連携し、生活習慣の改善や健康づくりの講座を実施する。また健康づくりの実践に繋がるよう、運動や栄養に関する体験を通した普及啓発を行う。
32	★ <u>糖尿病合併症予防実施事業</u>	宇都宮市医師会	生活習慣病でもある糖尿病の合併症の知識を深めてもらうために、専門医等による講習会や相談会を開催する。

(3) 歯と口の健康づくりの推進

事業番号	事業名(◎:重点事業, ★:新規計上, 拡:拡充, 下線:地域団体等などの民間の取組)	実施主体	事業の概要
33	◎ 歯科健診実施事業	市	30歳以上の市民を対象に歯科健診を実施し、歯周疾患の早期発見とその予防をすることで、健康で豊かな食生活が営めるようとする。
34	★ 歯の健康講座実施事業（親子編・高齢者編）	市	それぞれのライフステージに応じた課題を設定し、よく噛んで食べること、生涯を通じた口腔機能の維持などについての講座を実施し、歯と口腔の健康を通した食育の啓発を行う。
35	歯の健康出前講座実施事業	市	幼児期からの噛む力の育成や成人の歯周病予防等に関する出前講座を実施し、市民の歯と口腔の健康づくりに対する関心と理解を深める。
36	歯と口の健康週間イベント実施事業	市	口腔衛生に関する様々な情報提供や保健指導を実施し、幅広いライフステージにおいて口腔衛生に対する意識を高めるとともに、「噛ミング 30」を普及し、よく噛んで食べることや歯磨きの習慣の定着を図る。
37	子どものむし歯予防事業	市	2歳～小学2年生までを対象としたフッ化物塗布と2歳5ヶ月児歯科健康診査時にブラッシング指導や口腔衛生に関する相談等を実施し、むし歯予防のための正しい知識の普及と歯磨き習慣の定着を図る。
38	歯の健康教室実施事業	小学校	歯科医師による講話や歯科衛生士によるブラッシング指導を小学校3年生を対象に全小学校で実施し、よく噛んで食べることや歯磨きの習慣の定着を図る。

(4) 家庭における食育の推進

事業番号	事業名（◎：重点事業、★：新規計上、拡：拡充、下線：地域団体等などの民間の取組）	実施主体	事業の概要
39	◎ お弁当の日の実施事業	小学校 中学校	お弁当を親子一緒に作る経験を通じて、食事について親子で共に考える機会を創出するとともに、子どもたちの食への関心を高める。また、お弁当の献立を考えたり、食材の購入などを通して、栄養バランスや自らの健康を考え、管理できる能力の育成を図る。
40	◎ ★ ワーク・ライフ・バランス推進事業	市	男性中心の長時間労働を前提とした働き方を見直し、誰もが仕事と家庭との両立を実現するため、「企業向けセミナー」や「家族で参加するセミナー」を実施し、家族のふれあいや共食を促進する。
41	保健指導・栄養相談実施事業【再掲】	市	家庭や個人の状況に応じた、食事や栄養に関する指導や助言を実施し、栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう支援する。
42	ふれあいのある家庭づくり推進事業	市	家庭における親と子のふれあいや絆づくりを深めることの大切さを広く啓発することにより、子どもの健全育成に寄与するため、広報紙などを活用して「家庭の日」運動を推進するほか、「ふれあいのある家庭づくり作品コンクール」を実施することで「ふれあいのある家庭づくり」への理解と関心を高める。
43	親子の食育講座実施事業	市	離乳食教室などで親子を対象とし、「離乳期からの食育」など食に関する情報提供を行い、望ましい食生活の実践を支援する。
44	3歳児健康診査における栄養指導実施事業【再掲】	市	3歳児健康診査時に、保護者を対象に食生活に関する講話をを行い、子どもの朝食欠食や肥満予防に取り組む。
45	在家庭乳幼児や保護者への食育啓発事業	市	子育てサロン・サークルにおいて、在家庭乳幼児及び保護者を対象とした食育に関する講座や栽培を実施し、保護者の食育への関心を高めるとともに、子どもたちの食への感謝の気持ちを育成する。
46	うつのみや版親学の推進事業	市	保育園や幼稚園、学校等において、保護者の集まる機会を捉え、食育を交えたテーマの出前講座を実施するとともに、うつのみや版親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」等を通して、食育に関する情報提供を実施し、家庭における取組を支援する。

事業番号	事業名（◎：重点事業、★：新規計上、拡：拡充、下線：地域団体等などの民間の取組）	実施主体	事業の概要
47	各種家庭教育講座の実施事業	市	市民一人ひとりが、学びを通じて自らの生活を改善し、より豊かな人生が送れるよう、各生涯学習センター等において、食を通して健康や文化を考える講座や親子・地域・社会との絆を深める講座などを実施する。

(5) 地域や職場における食育の推進

事業番号	事業名（◎：重点事業、★：新規計上、拡：拡充、下線：地域団体等などの民間の取組）	実施主体	事業の概要
48	◎ 健康づくり推進員・食生活改善推進員の活動支援事業	市	健康づくり推進員・食生活改善推進員を養成し、地域での健康づくりボランティアを育成するとともに、健康づくり推進員の地域における健康づくり実践活動を支援する。
49	◎ 拡 宮っこ食育応援団との連携事業	市	宮っこ食育応援団やとちぎのヘルシーグルメ推進店と連携し、健康的な食事を提供する店舗を増やすことや、食育に関するイベントやヘルシーメニューを活用した食育の啓発を行う。
50	★ ◎ 地域における食育推進員協議会事業	食生活改善推進員協議会 地域団体	地域の特性やライフステージに応じた課題をテーマとした体験を通した食育の普及啓発事業や地域の子どもの食を支援する事業を行う。
51	★ 食に関する取組実施団体の登録事業	市 栃木県	自主的に様々な食育活動に取り組む「宮っこ食育応援団」や栃木県の「とちぎのヘルシーグルメ推進店」に登録する団体を増やし、地域社会全体で、市民への食育を推進していく。
52	食育啓発イベント実施事業【再掲】	市	学校や地域、食育関係団体などの食育の取組の紹介や食育啓発イベントを開催し、広く市民に食育の普及啓発を図る。
53	給食施設指導事業【再掲】	市	給食施設に対して、栄養管理に関する指導を実施し、栄養面に配慮したメニューの提供ができるよう支援する。

事業番号	事業名(◎:重点事業, ★:新規計上, 拡:拡充, 下線:地域団体等などの民間の取組)		実施主体	事業の概要
54	★	<u>健康経営推進事業【再掲】</u>	宇都宮商工会議所 宇都宮市 地域・職域連携推進協議会	健康づくりに関するセミナー等を開催し、企業の健康経営の取組を支援する。
55	★	<u>地域・職域連携による食育啓発事業</u>	宇都宮市 地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健が連携し、生活習慣の改善や健康づくりの講座を実施する。また健康づくりの実践に繋がるよう、運動や栄養に関する体験を通した普及啓発を行う。

(6) 食の循環や環境への理解の促進

事業番号	事業名(◎:重点事業, ★:新規計上, 拡:拡充, 下線:地域団体等などの民間の取組)		実施主体	事業の概要
56	◎	地産地消推進事業	市	地産地消を推進するため、地産地消推進店の認定やその活用によるキャンペーンなどを実施する。
57	◎ 拡	もったいない生ごみ減量化事業	市	「もったいない生ごみ」などの食品ロスを削減するため、イベントや分別講習会・子ども向けの環境出前講座など、あらゆる機会や媒体を活用し、市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発の強化を図るとともに、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。
58		食育月間における啓発事業	市	6月の食育月間や毎月19日の食育の日に合わせて食の大切さを広く周知するため、学校給食の取組や地産地消の取組などをパネル展示し紹介する。
59		食育指導者研修会実施事業【再掲】	市	食育の推進にたずさわる管理栄養士、栄養士、調理師等に対して研修会を開催し、食育に関する情報提供を行い、資質の向上を図る。
60		食育情報コーナーでの食育啓発事業【再掲】	市	市保健センター内に食育に関する情報コーナーを設置し、様々なライフステージを対象とした食に関する情報の提供を行う。

事業番号	事業名(◎:重点事業, ★:新規計上, 拡:拡充, 下線:地域団体等などの民間の取組)	実施主体	事業の概要
61	保育園・幼稚園における食物栽培体験事業	保育園 幼稚園	乳幼児や保護者を対象とした調理や食物栽培等の体験活動の実施を通して、食の大切さや感謝の気持ちの育成を図る。
62	★ 「もったいない残しま10(てん)！」運動実施事業	市	まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を減らすため、市民や事業者へ「もったいない残しま10(てん)！」運動(※)実施の周知啓発を行う。 ※宴会で、開始時に幹事による「残しま宣言！」の実施。食材は10割使い切り、料理は10割食べ切る。 毎月10日は「もったいない残しま10(てん)！」の日」に設定。
63	食農体験学習事業	市	児童及び生徒が、農業及び食への理解や関心を深め、併せて、豊かな心を育むため、農作業体験及び自ら収穫した農作物の食味体験を実施する学校を支援する。
64	農林業祭実施事業	市 宇都宮農業協同組合	一般消費者と生産者との交流を通して相互理解を深め、地域農林業に対する信頼感と地域の農業を支える必要性を幅広くPRする。
65	★ 宇都宮産米消費拡大事業	市	将来にわたる米の消費拡大につなげるため、1歳6ヶ月健診や小中学校入学時に宇都宮産米と啓発パンフレットを配布する事業等を行い、宇都宮産米のPR等を実施する。
66	市場流通に係る普及啓発事業	市	市場の役割や流通の仕組みの理解促進を図り、食への感謝の心を育むため、親子市場見学会や大人の市場見学会を開催する。
67	拡張市場講座実施事業	市	市場のPRや市場に流通している生鮮食料品の理解促進を図るため、市場の食料品を使った調理実習の講座を開催する。
68	学校給食における地産地消推進事業	小学校 中学校	うつのみや菜ハイウェイシステムを活用した給食への地場農産物の使用促進や地元生産者等との交流を通じて、農業への理解や感謝の気持ちを育成する。
69	★ <u>アグリスクール実施事業</u>	宇都宮農業協同組合	播種～管理～収穫～試食を基本とした活動により、農作物が生育する様子から収穫され食される過程を学ぶほか、料理教室や施設見学等を組み込んで実施する。

(7) 食文化の継承

事業番号	事業名(◎:重点事業、★:新規計上、拡:拡充、下線:地域団体等などの民間の取組)	実施主体	事業の概要
70	◎ 学校給食における食文化の継承推進事業	小学校 中学校	学校給食において、郷土料理や伝統料理を献立に取り入れ、それぞれの料理や地元の食材などについての理解を深める。
71	◎ <u>文化イベント事業における伝統食の周知啓発事業</u>	宇都宮伝統文化連絡協議会	食の大切さを再認識し、郷土の食文化への関心を高めるため、宇都宮伝統文化フェスティバルなどのイベントにおいて、宇都宮の郷土料理・伝統料理を紹介し、周知啓発を進める。
72	★ 宇都宮産米消費拡大事業【再掲】	市	将来にわたる米の消費拡大につなげるため、1歳6ヶ月健診や小中学校入学時に宇都宮産米と啓発パンフレットを配布する事業等を行い、宇都宮産米のPR等を実施する。
73	食事マナー指導実施事業	保育園 幼稚園	給食を通して、食の大切さを学び、感謝の気持ちの育成に取り組むとともに、食事に関するマナー等が身につくよう子どもの発達に応じた支援を行う。
74	伝統文化ホームページや広報紙等による周知啓発事業	市	食文化に関する理解を深めるため、伝統文化ホームページや広報紙、伝統文化ハンドブックなどを通じて、伝統料理や郷土料理に関する情報発信を推進する。
75	<u>伝統料理講習会実施事業</u>	宇都宮伝統文化連絡協議会	食文化への関心や理解を深め、伝統料理や郷土料理を次世代へ継承するため、小・中学生を対象に「宮っ子伝統文化体験教室」を、一般市民に向けては、「ふるさと料理教室」を実施する。

(8) 食品の安全性の確保

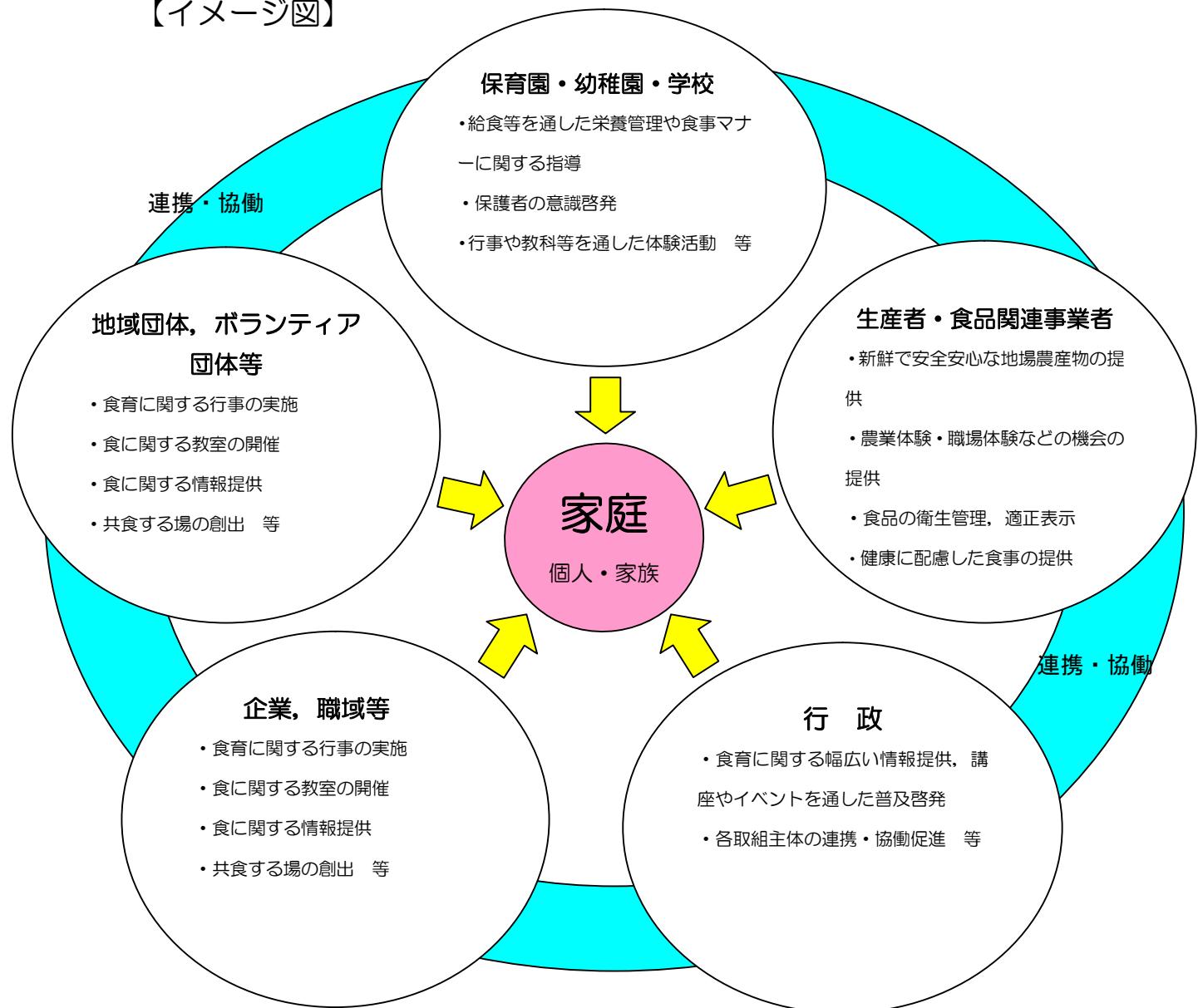
事業番号	事業名（◎：重点事業、★：新規計上、拡：拡充、下線：地域団体等などの民間の取組）	実施主体	事業の概要
76	◎ 市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業	市	市民・事業者・行政の相互理解を図るため、市民や事業者の関心が高い食中毒予防や食品添加物などをテーマとし、出前講座等を開催する。
77	食品関係施設への監視指導実施事業	市	製造・加工段階における食の安全性を確保するため、食品関係施設に対し、計画的かつ効果的な監視指導及び流通食品等の抜取り検査を行う。
78	食品安全イベント実施事業	市	市民が自らの判断で安全な食品を選択できるようにするために、イベント等を通して市民に食品の安全に関する学習の機会を提供し、基礎的な知識の普及を図る。
79	食品衛生に関するホームページやメール配信等による周知啓発事業	市	市民の食品に対する不安を解消するため、信頼性の高い、的確な知識・情報を提供する。
80	食品事業者への衛生知識の普及啓発事業	市	食品事業者の資質向上を図るため、講習会等を開催し、食品衛生や施設の衛生管理等に関する知識について、普及啓発を行う。
81	★ <u>調理従事者講習会実施事業</u>	栃木県調理師連合会	大規模な食中毒防止するため調理業務従事者に対する講習会を実施する。

第5章 推進体制

1 関係者の役割

市民の食育を推進していくためには、家庭を中心としながら地域社会全体で食に関わる多様な取組主体が担う役割を明確にし、相互の連携を図りながら、食育を推進します。

【イメージ図】



【家庭の役割】

家庭が食育の中心的な役割を担っていることを認識し、「共食」などの家族のふれあいを通して、「絆」を深めつつ、家族の心身の健康を考えた健全な食生活の実践に努めるものとします。

- 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身につけます。
- 家族で一緒に食事をとる機会（共食）を増やします。
- 食事に関するマナーを習得します。
- 食事づくりや買い物など、様々な体験を通して、食への関心と感謝の気持ちを育みます。
- 食べ残しや作りすぎを減らし、**ごみの発生や抑制**に取り組みます。
- 自分や家族の健康を考えた食生活を実践します。

【保育園・幼稚園・学校の役割】

家庭と学校等との連携を図り、給食や教科、行事など様々な機会を捉えて、子どもたちへの食育に取り組むよう努めるものとします。

- 給食等を通じて、栄養管理や食事マナーに関する指導を実施します。
- 給食の献立やたより等を通して、保護者の意識啓発に取り組みます。
- 栽培・調理体験を通して、食の大切さを学ぶ機会を提供します。
- 各教科や行事等を活用して、地場農産物や食文化に触れる機会を提供します。
- 学校祭や学食の場などを通じて、食の知識を学ぶ機会を提供します。

【地域団体、ボランティア団体等の役割】

地域団体・食育に関するボランティア団体などは、様々な機会を利用して、食育の普及啓発に努めるものとします。

保健、福祉、医療関係者などは、保健指導や栄養指導を通して、市民の健康の維持・増進を支援するものとします。また、これらの団体は、相互に連携を図るとともに、積極的に家庭、保育園、幼稚園、学校における食育の取組に協力していくものとします。

- 子ども会の行事やイベントに、食に関する行事を取り入れ、地域住民の参加を促します。
- 地域の人と一緒に食事をとる機会（共食）を増やします。
- 回覧等の地域の広報媒体を通して、栄養や健康に関する情報を提供します。
- 健全な食生活や栄養に関する助言や情報提供を行います。
- 学校等で実施する食に関するイベントや講座等に協力します。

【企業、職域等の役割】

企業においては、従業員等に対する健康づくりのための意識啓発や、家庭での食育の取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランスを踏まえた労働環境の整備に努めるものとします。

- 従業員に対し、健康づくりや食生活に関する情報提供をします。
- 社員食堂等において、健康的な食事を提供することに努めます。
- ワーク・ライフ・バランスを踏まえ、家族そろって食事をする機会を増やします。

【生産者・食品関連事業者の役割】

農業関係などの生産者は、農業体験等の実施を通して、市民の農や環境への理解を深めるとともに、地産地消の取組の推進に努めるものとします。

食品関連事業者は、事業活動を通して、積極的に食育の取組を推進するとともに、食品の安全性の確保や適正な食品表示などの情報提供に努めるものとします。

また、これらの関係者は、それぞれが持つ資源や人材を活用し、他の関連団体などが

実施する食育に関する活動やイベントなどに協力するよう努めるものとします。

- 新鮮で安全・安心な地場農産物を提供します。
- 農業体験・職場体験などの機会を提供します。
- 食品の衛生管理の徹底や適正表示に努めます。
- 健康に配慮した栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、健康な食事等を意識した普及啓発に努めます。
- 地域や学校で実施される食に関するイベントや講座等に協力します。
- 食品廃棄の発生抑制や再利用に努めます。

【行政の役割】

家庭、学校、地域など、食に関わる多様な取組主体との連携強化を図り、地域社会全体で食育を推進できるようリードしていくものとし、市民の生涯にわたった健全な食生活の実践を支援していきます。

- 広報媒体等を活用し、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報を提供し、知識と理解を深めます。
- 栄養や食生活に関する講座や食に関するイベント等を実施し、広く食育の普及啓発に努めます。
- 食育が地域社会全体で推進する運動となるよう、関係者の連携や協働を促進します。

2 推進体制

(1) 宇都宮市食育推進会議

宇都宮市食育推進会議条例（P51参照）により設置する、関係団体や公募委員等で構成される食育推進会議において、食育の推進に関する重要事項や施策の実施について審議し、施策事業に反映させていくとともに、同会議において、意見交換や情報交換等を実施し、関係団体等の連携強化を図りながら、市全体として食育の運動を推進していきます。

(2) 食育推進検討委員会

庁内関係部署からなる食育推進検討委員会を設置し、計画の進行管理などを行います。また、関係部署が連携を図りながら、施策事業を実施します。

3 計画の進行管理

(1) 構成事業の進行管理

構成事業については、計画期間の年度ごとの活動指標を設定し、毎年度進行管理を必要に応じて実施し、構成事業の見直しを行います。

資料1 策定体制

(1) 食育推進会議

【宇都宮市食育推進会議条例】

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 食育推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【名簿】

区分	団体名	役職名	氏 名
第1号委員	宇都宮市議会	議員	塚原 豊繁 (増渕 一基)
	宇都宮市議会	議員	福田 久美子 (佐々木 均)
第2号委員	宇都宮大学	教授	大森 玲子
	公益財団法人栃木県農業振興公社	農政対策部次長兼G.L.	小森 享 (金田 晋平)
第3号委員	一般社団法人宇都宮市医師会	理事	遠藤 秀樹
	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	理事	長谷川 英一
	栃木県保育協議会県中央地区保育研究会	副会長	清水 昭子
	宇都宮地区幼稚園連合会	副会長	岩本 真砂枝
	宇都宮市小学校長会	校長	小曾戸 典子 (倉田 孝明)
	栃木県学校栄養士会宇河支部	栄養教諭	澤田 博子
	宇都宮市P.T.A連合会	会長	金田 淳 (山崎 昌子)
	宇都宮市食生活改善推進員協議会	副会長	半田 正子 (細谷タミ子)
	宇都宮市消費者友の会	副会長	伊沢 栄子
	栃木県調理師連合会	理事長	堀内 英夫
	栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部	副支部長	中野 智之
	宇都宮商工会議所	常務理事	刑部 郁夫
	宇都宮農業協同組合	営農部長	見形 繁
第4号委員	宇都宮市農村生活研究グループ協議会	副会長	寺内 美栄子
	公募委員	委員	荒川 昭子
	公募委員	委員	青木 浩子

※ () 内は前任者

資料2 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正: 平成二七年九月一一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘がちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとと

もに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一條 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の关心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食

育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関す

る普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品

廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二一年九月一日)

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

資料3 食育推進会議開催経過

平成28年 2月16日

〔協議事項〕

- ・ 平成28年度「食育に関する意識調査」について

平成28年 9月26日

〔報告事項〕

- ・ 「第3次宇都宮市食育推進計画」の策定について

〔協議事項〕

- ・ 「第3次宇都宮市食育推進計画」の策定に向けた課題の整理について

平成28年12月22日

〔協議事項〕

- ・ 「第3次宇都宮市食育推進計画（素案）」について

第3次宇都宮市食育推進計画(素案)

(平成29年度～平成33年度)

平成28年12月

発行者 宇都宮市食育推進会議・宇都宮市

〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地

宇都宮市保健福祉部 保健所健康増進課

電話：028-626-1126

ファクス：028-627-9244

Eメール：u19070500@city.utsunomiya.tochigi.jp